

新人・新任担当者研修会



【委託契約書】

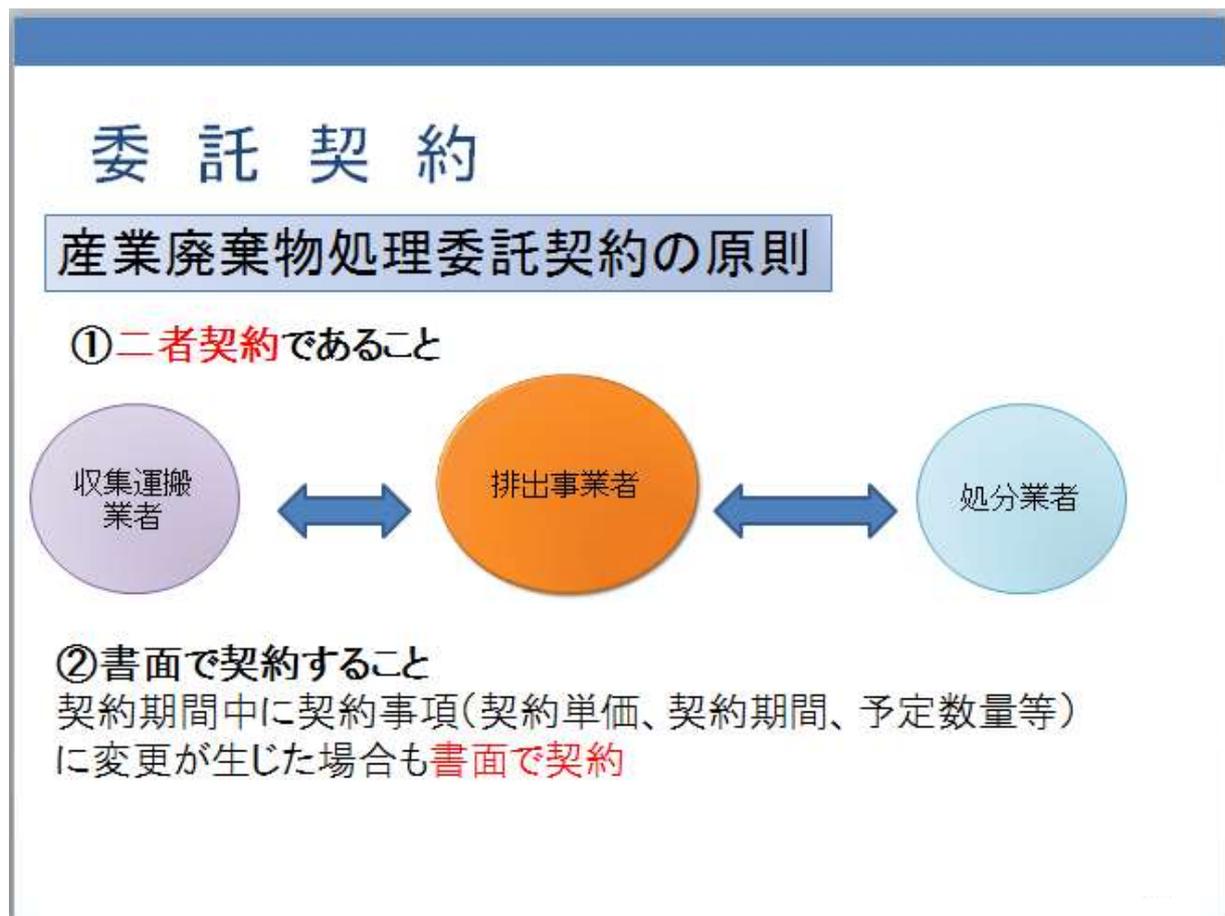
委託契約書

産業廃棄物の処理を委託するために結ぶ契約書は、「産業廃棄物処理委託契約書」と呼ばれます。

排出事業者は、廃棄物の処理委託にあたり、収集運搬は収集運搬業者と、処分は中間処理業者と、それぞれ法定要件を満たした書面による契約をすることが法律で定められています。

「それぞれ」とは、収集運搬と処分を別々に契約することです。

産業廃棄物処理委託契約書締結の原則



契約書の作成にあたって、注意することは、法定記載要件を満たしていない場合、行政から追及される可能性があります。

また、法定要件を満たしていない契約書は委託基準を満たしていないことから、排出事業者が委託基準違反を問われる場合も出てくる可能性があります。

③必要な項目を盛り込むこと

委託契約書に**記載すべき内容は施行令及び施行規則で定められています**

④委託契約書に許可証等の写しが添付されていること

契約内容に該当する許可証、再生利用認定証等の写しを添付しなければならない

⑤5年間保存しなければならない

契約終了日から**5年間保存する義務がある。**

委託基準を守らなかったら・・・

**第26条 罰則 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金
またはこの併科**

処理委託契約書の保存期間は、契約終了の日から 5 年間と法律で定められています。

収集運搬委託契約書と処分委託契約書を分けずに 3 社契約の形で行うことは原則として禁じられています。

委託契約書の作成

標準様式1

産業廃棄物収集・運搬委託基本契約書

収
入
印
紙

排出事業者： _____ (以下「甲」という) と、
 収集・運搬業者： _____ (以下「乙」という) は、
 甲の事業場 _____ から排出される産業廃棄物の収集・
 運搬に関して次のとおり契約を締結する。

第1条 (法の遵守)

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条 (委託内容)

※1. (乙の事業範囲)

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

19

・甲の事業場

法定記載事項ではありませんが、記載していないと、どこから出た廃棄物なのかを追跡することができないので、もし、不法投棄や不正処理などのトラブルに巻き込まれた時に困ります。

・第2条1項 (乙の事業範囲)

契約時に添付した許可証の有効期限に注意！

更新して有効期限が変わった際は必ず、処理業者は、排出事業者に更新した許可書の写しを送付すること。

(自動更新条項がある場合は特に注意！)

・第2条2項 (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)

委託する産業廃棄物の種類は、20種類にあてはめて記載します。ミンチ、混載、混合という名称の産業廃棄物はありません。数量、単価についても空欄にはせず記載します。空欄にした場合、行政から記載漏れとの指摘を受ける可能性があります。

◎収集運搬に関する事業範囲

【座席】
 許可都道府県・政令市： _____ 許可都道府県・政令市： _____
 許可の有効期限： _____ 許可の有効期限： _____
 事業範囲： _____ 事業範囲： _____
 許可の条件： _____ 許可の条件： _____
 許可番号： _____ 許可番号： _____

【特管】
 許可都道府県・政令市： _____ 許可都道府県・政令市： _____
 許可の有効期限： _____ 許可の有効期限： _____
 事業範囲： _____ 事業範囲： _____
 許可の条件： _____ 許可の条件： _____
 許可番号： _____ 許可番号： _____

※2. (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)
 甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類、数量及び収集・運搬単価は、次のとおりとする。
 種類： _____
 数量： _____
 単価： _____

20種類に当てはめて記入
マニフェストと相違がないよう
に

3. (輸入廃棄物の有・無)
 甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。
 (注：下記の①②いずれかを選択すること)
 ① 輸入産業廃棄物：無
 ② 輸入産業廃棄物：有 _____

※4. (運搬の最終目的地)

20

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を、甲の指定する次の最終目的地に搬入する。

氏 名： _____
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 住 所： _____

許可都道府県・政令市： _____
 許可の有効期限： _____
 事業の区分： _____
 産業廃棄物の種類： _____
 許可の条件： _____
 許可番号： _____
 事業場の名称： _____

持ち込み先が変更になったときは変更契約書又は新規で契約書作成

※ 所在地： _____

21

・第2条4項（運搬の最終目的地） ■ **収集運搬業者は、特に注意！** ■

持ち込み先が変更になった時は速やかに変更契約書又は、新規で契約書を作成し、締結を。

※5. (積替保管) (注：契約者当事者の都合により下記の①②③のいずれかを選択すること)

①乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

②乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第14条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合安定型産業廃棄物は、他の安定型産業廃棄物と混合することがあり得るものとする。尚、積替保管の場所において選別は行わないこととする。

③ 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第14条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合乙はこの契約に係る産業廃棄物を他の産業廃棄物と混合してはならない。なお、積替保管の場所において選別は行わないものとする。

積替保管施設に搬入できる
産業廃棄物の種類 : _____

積替保管施設の所在地 : _____

積替保管施設の保管上限 : _____

関係なかったら全部一引く

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1. 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、以下の情報をあらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下具体化した「産業廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(平成18年3月)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

ア 産業廃棄物の発生工程

※イ 産業廃棄物の性状及び荷姿

※ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

※エ 混合等により生ずる支障

※オ 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付けされた廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

※カ 石棉含有産業廃棄物が含まれる場合は、その事項

※キ その他取扱の注意事項

2. 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止ならびに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等に変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。なお、この業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3. 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示

・第2条5項 (積替え保管)

関係ない場合は、空欄ではなく、斜線を引くこと。

・第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

産業廃棄物データシートは、必ず排出事業者に要求しましょう。適正処理をするためと、事故やトラブルを未然に防ぐために。

【記載例】

参考様式2 契約産業廃棄物の性状等 (第3条第1項)

管 理 番 号	1234
発 生 工 程	〇〇ビル解体工事
性 状	固形
荷 姿	バラ
性状の変化に関する事項	なし
混合等により生ずる支障	なし
含有マーク表示の有無	☑ 有
その他の注意事項	特になし

解説

第3条第1項では、委託契約書に含まれるべき事項として定められている契約産業廃棄物の性状等を、あらかじめ書面により排出事業者から処理業者に提供することとしています。

原則として、廃棄物データシート(WDS)に記載し、本契約書に添付しますが、廃棄物データシートを添付しない場合には本表を利用してください。

する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（平成18年3月の「容器貼付用ラベル」参照）。

4. 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載洩れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。
5. 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類： _____
 提示する時期又は回数： _____

該当しない場合は、該当なし及び／を引く

第4条（甲乙の責任範囲）

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、第2条第4項に規定する運搬の最終目的地における荷卸し作業の完了まで、法令に基づき適正に収集・運搬しなければならない。
2. 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
3. 乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
4. 第1項の業務過程において乙に損害が発生した場合に甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

• **第3条5項**

該当しない場合は、該当なしおよび斜線を引くこと。

• **第4条4項**

もし、排出事業者から適正処理に必要な情報の提供がなかった場合、委託された廃棄物が原因で何らかの損害を被った場合、排出事業者に賠償責任があるという内容です。

第5条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条（義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

※第7条（委託業務終了報告）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、運搬区間に応じてマニフェストB2、B4、B6票又は、電子マニフェストの運搬終了報告で代えることができる。

第8条（業務の一時停止）

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
2. 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

第9条（報酬・消費税・支払い）

1. 甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて収集・運搬業務の報酬を支払う。
2. 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に関する報酬は、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。
3. 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。
4. 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8項等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。

24

• **第7条**

処理完了報告にマニフェストを用いるという内容です。

第10条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8項の場合も同様とする。

第11条（機密保持）

甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

※第12条（契約の解除）

1. 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互にこの契約を解除することができる。
2. 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。
3. 甲又は乙から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。
 - (1) 乙の業務違反により甲が解除した場合
 - イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本件契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
 - ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
 - ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬を行わせるものとし、その負担した費用等を、乙に対して償還を請求するものとする。
 - (2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

25

• **第12条（契約の解除）**

契約の解除は書面で相手に意思を通知します。

第13条 (協議)

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

※第14条 (契約期間)

①この契約は、有効期間を平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがないかぎり、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

②この契約は、有効期限を平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

7号文書の根拠にはなりません

甲

Ⓜ

乙

Ⓜ

○契約書に記載をしなければならない項目

委託契約書の共通記載事項	
<p>※（特別管理）産業廃棄物を委託する際に必要な記載事項</p> <p>①委託する（特別管理）産業廃棄物の種類及び数量</p> <p>②委託契約の有効期間</p> <p>③委託者が受託者に支払う料金</p> <p>④受託者の事業の範囲</p> <p>⑤委託者の有する適正処理のために必要な事項に関する情報</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 性状及び荷姿に関する事項</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 他の廃棄物との混合により生ずる支障に関する事項</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マークに関する事項</p> <p style="margin-left: 20px;">オ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合には、その旨</p> <p style="margin-left: 20px;">カ 特定産業廃棄物が含まれる場合には、その旨</p> <p style="margin-left: 20px;">キ その他取扱いに関する注意事項</p> <p>⑥委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る性状等の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項</p> <p>⑦受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項</p> <p>⑧契約解除時の処理されない（特別管理）産業廃棄物の取扱いに関する事項</p>	
運搬委託契約書の記載事項	処分委託契約書の記載事項
<p>⑨運搬を委託する際に必要な事項</p> <p style="margin-left: 20px;">運搬の最終目的地の所在地</p> <p>⑩積替保管をする場合は次も含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積替え又は保管の場所の所在地並びに保管できる産業廃棄物の種類及び保管の上限 ・安定型産業廃棄物と他の排出事業者の産業廃棄物との混合の許否等 	<p>⑪処分又は再生を委託する際に必要な事項</p> <p style="margin-left: 20px;">処理施設の所在地・処分又は再生の方法及び処理能力</p> <p>⑫当該産業廃棄物が許可を受けて輸入された廃棄物であるときには、その旨</p> <p>⑬処理後に残さが発生する場合は次も含む</p> <p style="margin-left: 20px;">最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び処理能力</p>

その他の記載事項

- ①委託者と受託者の責任範囲に関する事項
- ②再委託に関する事項
- ③権利義務の譲渡に関する事項
- ④契約内容の変更に関する事項
- ⑤機密保持に関する事項
- ⑥協議に関する事項

41

処理委託契約書作成は、排出事業者が行うことが原則ですが、自ら作成できる事業者は、それほど多くはありません。ほとんどの場合、処理業者が作成したものを使用するケースが多いと思います。

しかし、不法投棄や不適正処理などのトラブルが発生した場合、委託基準違反に問われるのは、排出事業者です。

通常取引契約書と違って、産業廃棄物処理委託契約書の場合は、産業廃棄物処理法に基づき、法定要件を満たしていない契約書は委託基準を満たしていないことから、排出事業者が委託基準違反を問われる場合も出てくる可能性があります。

だからといって、処理業者がいい加減に取り扱うのは、排出事業者に対して信頼を得られない結果にも繋がります。

産業廃棄物処理のプロフェッショナルとして、処理委託契約書作成だけでなく、契約締結時にも排出事業者にきちんと説明できるようにしておきましょう

○法定記載事項の変更について

委託契約書の法定記載事項を変更する場合の書面は、①どの契約（書）の・・・②どの部分を・・・③どのように変更し・・・④いつ・・・⑤誰と誰の間において合意されたのか

という点を記載して明確にする必要があります。

例えば、平成□□年△△月○○日から単価（契約書第2条2項に規定）を2,000円/kgから2,500円/kgに変更する場合、以下のような書面になります。

<u>産業廃棄物収集運搬委託契約の変更契約書</u>	
<p>排出事業者○○株式会社と収集運搬業者●●株式会社とは、平成□□年△△月○○日に締結された産業廃棄物収集運搬委託契約書①のうち、産業廃棄物委託契約書第10条の規定に基づき、同契約第2条第2項で定められた収集運搬単価「(2,000 円/kg)」②を、平成□□年▲▲月××日から「(2,500 円/kg)」③に変更することに合意した。</p>	
<p>平成□□年▽▽月○×日④</p>	
排出事業者	○○○○株式会社 代表取締役○○ ○○
収集運搬業者	●●●●株式会社 代表取締役△△ △△⑤

※変更契約書を作成する場合、変更される内容によっては相応の印紙税が必要となりますので、所在地の税務署で確認してください。

産業廃棄物処理の再委託

再委託は、産業廃棄物の処理についての責任の所在が不明確になり、不法投棄などの不適正処理が起きる可能性にも繋がるので原則禁止されています。

しかし、万が一、車両の故障や施設の故障など予期せぬ事態が発生した時には、再委託基準等に従って再委託することは、例外的に認められています。

産業廃棄物処理の再委託

再委託とは・・・

処理受託者が他のものにその業務を行なうように委託すること

- ▶ 処理業者は、受託した産業廃棄物の処理を自ら行なうことを前提として「許可」を受けている
- ▶ 産業廃棄物が転々と再委託を重ねることは、その処理責任の所在を不明確にし、不適正処理を誘発するおそれ

再委託は原則禁止



ただし・・・

施設の故障などやむを得ない事情が発生するなど、再委託の必要性が生じた場合「再委託の基準」を順守することで、例外的に認められる。

再々委託は例外なく禁止

再委託の手順

①受託者の事前提示

受託者は排出事業者に対して再委託先の情報を明示

②排出事業者の承諾

受託者は排出事業者から環境省令で定められている事項が記載された書面による承諾を受けなければならない

③再委託契約の締結

受託者と再受託者との間で再委託契約を締結

④再受託者への通知

受託者は再受託者に排出事業者の廃棄物情報を提供

再委託交付文書について

記載事項	共通事項	再委託する（特別管理）産業廃棄物の種類・数量	
	個別事項	運搬を再委託する場合	処分を再委託する場合
		<ul style="list-style-type: none"> 運搬の最終目的地の所在地 積替保管をする場合は積替え又は保管の場所に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> 処理施設の所在地・処分又は再生の方法及び処理能力 処理後に残さが発生する場合は最終処分の所在地、最終処分の方法及び処理能力

処理業者が書面による承諾を受けないで、再委託をした場合は、再委託基準違反となり、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられます（併科されることもあります）。

【確認テスト】

以下の項目に○、×で答えなさい。

- ① 委託基準の確認事項は
 - ・産業廃棄物処理業の許可を持っている業者であること
 - ・委託する内容が事業の範囲に含まれている業者であること
 - ・委託契約は書面で行うこと
 - ・特別管理産業廃棄物の場合は、委託する廃棄物の内容に関する事前通知があること
 である。
- ② 排出事業者は、委託契約を収集運搬業者、処分業者と結ばなければならない。
- ③ 排出事業者は、委託契約を第3者（収集運搬業者・処分業者ではない者）に業務委託（丸投げ）する場合は、第3者とだけ結べばよい。
- ④ 委託契約の決まり事とは
 - ・2者契約であること
 - ・書面で契約すること
 - ・必要な項目が記載されていること
 - ・委託契約書に許可書等の写しが添付されていること
 - ・5年間保存すること
 である。
- ⑤ 委託契約書に記載しなければならない必要な項目とは、法律で決められている事項である。
- ⑥ 委託契約書に記載する廃棄物の種類は「混合廃棄物」、「混載」、「ミンチ」といった現場用語でも良い。
- ⑦ 委託契約書には金額や数量が不明な場合、又は何らかの事情で記載したくない場合は、空欄でも良い。
- ⑧ 再委託は、排出事業者へ事前に承諾なしに勝手に行っても良い。
- ⑨ 委託契約書に貼る印紙額は一律200円で良い。
- ⑩ 再委託及び委託契約の法定記載事項を変更する場合は、必ず書面で行う。

①	②	③	④	⑤
⑥	⑦	⑧	⑨	⑩